

八王子市長 石森孝志様

2022年11月7日

## 2023年度 予算要望書

私たち八王子・生活者ネットワークは、暮らしの中の身近な問題を解決するために大勢の市民の声を集めて政策をつくり、八王子を「生活のまち・暮らしやすいまち」にするために活動しています。

今年度の活動の一環として、「多様性を認め合う～一人ひとりが大切にされるまちへ～」のスローガンのもと、市民の皆さんに「ひとこと提案アンケート」を行いました。

ぜひ市民の切実な思いを2023年度の八王子市の予算に反映されるようお願いいたします。尚、諸事ご多忙とは存じますが、この要望書に対するご回答は、文書によりお願いいたします。

八王子・生活者ネットワーク 代表 鳴海有理

(連絡先)

八王子・生活者ネットワーク

〒192-0066 八王子市本町3-4 TRYビル3階

TEL:042-623-8802 FAX:042-627-4507

E-mail:hachiouji-net@nifty.com

## 1 雇用支援、事業者支援

- (1) コミュニティビジネス・ソーシャルビジネスなどの起業、事業継続、法人の終い方について、どの法人格を選ぶのが最適かを示せるような、法人格別の特徴や税や資金面の違いなどを相談できる場がない。市民協働と産業振興、地域づくりが連携し、必要な相談支援の場をつくること。
- (2) 東京都は、都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例を施行し、ソーシャルファームへの支援事業を打ち出し、すでにいくつかの企業が認定され雇用促進につながっている。本市でも融資制度にソーシャルファーム等を含めるなどしているが、未だ具体的な動きがないという現状とのことである。障害者福祉課、青少年若者課、産業政策課の連携を図り、ソーシャルファームの開拓・育成を進め、若者など働きにくさを抱える方の支援につなげること。
- (3) コロナ禍で労働環境は悪化の一途である。東京都は労働相談情報センターの施設を集約し、相談の入り口としての電話相談体制の充実を図るとしている。市は都に対して「労働相談機能の充実を図ること」について2015年に要望書を提出し、その後も要望しているとのことだが、相談したい人にとっては、近くに常設で相談できる場があることが大切である。労政会館が閉鎖され、東京都労働相談情報センターがなくなってしまうと相談できない人も出てきてしまう。  
23区内では飯田橋に新設した時にも一か所に絞ってはいない。立川市に機能が充実した労働相談情報センターができたとしても、広い多摩地域に一か所では機能しない。中央線、横浜線、八高線の結節点であるという八王子の立地の良さを生かし、なにがしかの方法で常設の労働相談情報センター分室を八王子市に残すよう東京都に働きかけること。
- (4) 労政会館については、市は多くの市民が気軽に利用できる施設と認識し、産業交流センターに近接していることも踏まえ相乗効果を生み出すような活用ができないか都に対して連携も含めた働きかけを行なうとしていたが、突然、八王子労政会館の廃止に伴い、東京都労政会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例が可決され、現状のままでは労政会館を利用するための根拠がなくなってしまった。八王子市として東京都に移譲を求め、どのような施策を講じれば労政会館の活用が可能になるのか東京都と協議し検討すること。

## 2、高齢者福祉

- (1) 高齢者の見守りが行える配食サービスの需要が高まる中、食事提供の民間サービス（大手）だけでは、十分な対面支援ができていないといいたい。きめ細やかなサービ

スが提供できるよう「高齢者食事提供サービス活動支援事業補助金」の枠を拡大させること。

(2) 介護保険制度について、制度を支えるヘルパーや事業者から発信された現状を把握し、制度改悪が行われないように下記の事項を国に求めること。

- ① 処遇改善加算ではなく、基本報酬の引き上げをすること。
- ② ケアプランはソーシャルワークである、ケアプランの有料化をしないこと。
- ③ 要介護 1、2 を総合事業に移行しないこと。
- ④ 見守り援助（入浴加算）の引き下げをやめること。
- ⑤ 通院介助はすべて見守りであることから、介護保険と自費サービスの細かに細分化した報告を求めないこと。
- ⑥ 家事援助を必要な生活支援として認めること。
- ⑦ 介護認定審査会の情報開示を。

### 3 障がい者福祉

(1) 障がい者の就労継続支援事業所の家賃補助事業について、段階的補助上限額の減額が始まっている。しかし、その分を補填する方法は福祉事業の収入である給付金を増やすか経費を削減するほかない。つまり今の人員の中で利用者を増やすか、主な経費である人件費を削減することにつながってしまう。支援の質を確保するためにも、今以上家賃補助上限額を減額しないこと。

(2) 市は障がい者の就労事業所に通うための交通費補助はないが、自治体によっては通所回数に応じて交通費補助を出す支援もある。しかし市では現在、交通費補助について考えてはいないとのこと。より質の高いサービスの提供のために送迎加算のみを行っているが、公共交通機関での通所で自立訓練をすることは質の高いサービスと考えていないのか？自立支援には大変重要なことと考えるが、工賃よりも交通費の方が高くなり通所できないこともあるので、交通費補助の有用性について検討すること。

(3) 現在、就労継続支援 B 型の在宅作業が認められているが、生活介護ではできない制度になっている。行動障害のある方や持病のある方が通所での創作活動、生産活動と持ち帰りでの創作活動、生産活動をバランスよく組むことによって、行動障害が改善されるケースがあり、直接的な身体介護はできないが、オンラインや ICT を通して、意思表示や動作指示などの支援も可能となる。市としてこうした生活介護事業所のニーズも組み取り、国へ働き掛けること。

(4) 2021 年 4 月の制度改正により、障がい者のおむつ支援が、重度脳性麻痺の方等だ

けでなく、上肢・下肢・体幹機能障害1級の方・愛の手帳1度の方へも支援が増えたことは評価するが、重度脳性麻痺の方等のおむつ支援の金額が、12000円から10500円へと引き下げられたことは根拠がなく問題である。支援の金額を元に戻すこと。

#### 4 子ども・教育

- (1) 教育センターの総合教育相談は、学校への復帰に終始することなく、社会的自立に向けて支援をしているとのことである。市立学校や教育委員会と関係性のできた民間のフリースクール等の居場所を含めた、包括的な情報提供を行なうこと。不登校児童生徒とその保護者が費用の心配なく通えるフリースペースなどの居場所を公的に設置すること。
- (2) 学校給食の地場産物の使用率は30%を達成したが、学校ごとに使っている割合は異なるのが現状である。顔が見える市内の生産者から新鮮な食材を購入し給食で食べることは、地域の活性化や食の安全につながることから、給食も教育の一環として全校での地場野菜の導入に取り組むこと。
- (3) さまざまな社会状況の変化の中で「食べること」への危機感を持つ人も増えてきた。学校給食では地場野菜の使用率を30%にし、地域内自給率をあげ、安定的な食料供給体制を築くよう進めている。農産物の生産を通じて市内の産業の発展につながることで、農業で自立できる環境を整えることは、担い手の確保にもつながり農地を農地として残すことにもつながる。都内で最も農地面積の広い八王子としては、土や水、自然環境に負荷のかからない農業をすすめ、生活と産業、環境が持続可能となる食と農のまちづくりをすすめるために、条例制定を検討すること。(例：木更津市、高畠町を参考に)
- (4) 中学校の給食時間を十分に確保すること。センター給食となった中学校では、給食準備時間を増やしたとはいえ、実質的にはゆっくり給食を食べる時間が取れていない。弁当併用デリバリーランチの学校も含め、ゆとりをもって食べられるように適切な食事の時間を確保すること。
- (5) 公共施設や学校に於いても消毒がなされるようになったことで、香害、化学物質過敏症がひどくなっている人もいる。消毒剤の成分は化学物質であることから公共施設では香料無添加の純石けんを用いることとし、消毒を求めるのは止めること。合成された化学物質で作られた不織布マスクを長時間着用することでの健康への影響も懸念している。児童生徒への着用を求めないこと。
- (6) ルール化されたマスク着用や給食時の黙食など、子どもたちの心身への悪影響が心配

である。現状の過度な感染対策を見直すこと。

(7) 学校給食の牛乳について。和食メニューと合わないこと、アレルギー以外でも牛乳が苦手な子どもも多いこと、食品ロスの観点からも、牛乳の選択制を導入すること。必要なカルシウム摂取には牛乳がのぞましいことや、牛乳を含む給食を教育の一貫として提供しているとの説明をもらっているが、町田市では選択ができるようになっており、多摩市では検討が始まろうとしている（教育委員会で請願が通った）。現実的には、牛乳が体にあわない人も少なくないことから、変更が必要である。

(8) 朝鮮学校への助成金については今までも要望をしてきたが、市の回答はいつも私立小・中学校との公平性や均衡などの点から現時点では朝鮮学校など外国人学校への市独自の助成金制度の創設は考えていないとのこと。しかし、私立学校への公費の助成状況を考えると外国人学校へ助成することが公平性を欠くことにはならない。そもそも、同じように税金を払いながらも国の助成金がないことから、市民に身近な自治体として支援する仕組みを考え、東京都をはじめ区市町村が助成を始めた経緯がある。しかし八王子は今まで助成金を実施してこなかった。八王子市としては民族教育の重要性も十分認めている。東京都の助成金も凍結されている現状を鑑み、子どもの権利条約の見地からも再検討し、朝鮮学校をはじめとする外国人学校への助成金制度をぜひ早期に創設すること。

(9) 幼保無償化の対象から外れている子どもたちのために、「小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱」がつけられた。しかし、第2条の(1)に「ただし、八王子市外に所在する施設については、当該施設が所在する市区町村から対象施設等の決定を受けているもの」とあるので、所在する自治体から対象施設の決定を受けていない場合は、そこに通う園児が八王子市にいたとしてもこの事業の適用は受けられず不利益を被ることになる。このような事態が生じないように、この但し書きの記載を削除し、幼保無償化の対象とならない施設に通う八王子市のすべての子どもたちが対象となるようにすること。

現在はそのような事例はないようだが、適合審査における実地調査等の事務を簡素化するためなどとしてこのような規定を設けると八王子に住む子どもたちの間で不平等が生じる。施設が八王子にあるかどうかではなく、そこに通う園児が八王子に住んでいるかどうかにかかわらずの焦点をあてるべきだと思う。

(10) 近年増加傾向にある出生時 1500g 未満の極低出生体重児を想定し、母子手帳に代わる専用のハンドブック（母子手帳）が茨城県石岡市や埼玉県上尾市など全国で広がっている。通常の母子健康手帳は満期産を前提に作られていることから、早産等によっ

て小さく生まれた赤ちゃんの成長の記録や確認をすることが難しい。NICU などでの治療記録や極低出生体重児の曲線グラフなど記入できるような専用の母子健康手帳で作成し、小さく生まれた赤ちゃんに不安を抱える両親に寄り添い、安心して子育てできるようにすること。

また、八王子市内医療機関には NICU（新生児集中治療室）がない。市内大学病院等、医療機関に NICU を導入するよう働きかけること。

- (11) 身体的・精神的な病気や障がいなどを抱える家族のケアや精神的なサポートをしている 18 歳未満の子どもや若者に対し、学校への働きかけや、情報の提供、居場所・つどいの場づくり、子ども向けの WEB サイトの開設など行い、相談先の確保などヤングケアラーが孤立せず、一人で抱え込まないように配慮すること。また、ヤングケアラーを含む介護介助をする人を支援するためケアラー支援条例をつくること。

## 5 保健・医療・健康

- (1) 保健所のホームページでは、よくある質問の一つとして化学物質過敏症を取りあげ、厚労省のホームページのリンクを貼っているが、リンク先にいけない。化学物質過敏症については、相談先も分からず声を上げられないという声も聞くことから、ホームページの記載内容を見直し、よくある質問の一つとしての取り扱いだけでなく、化学物質過敏症について市民への周知をすること。

- (2) 市職員や教職員に対して香害や化学物質過敏症について情報提供や啓発活動を行っているとのことだが、今もなお、職員や教職員の身にまとう香り等で体調をくずしてしまう人もいる。香害や化学物質過敏症について理解を深めるよう研修を行うこと。

- (3) 新型コロナワクチンの 0 歳児からの子どもへの接種については、ワクチン接種後の重篤な副反応被害の報告があること、ワクチン接種後の長期的な体への影響が未知であることから接種を勧奨すべく接種券の送付を行うべきではないと考える。また、子宮頸がんワクチンについても重篤な副反応の報告があり接種勧奨中止となったワクチンであるが、納得できる根拠が示されないまま積極的勧奨の差し控え終了が妥当との見解を出した。

ワクチンを接種するかしないかは本人や保護者が判断できるよう自治体として情報提供する必要があるが、重篤な副反応の報告データなどは示されておらず必要な情報が届いていない。ワクチン接種は任意であるとしながら、接種していないことでの不利益を被っている現状もある。差別につながることはないよう市として情報発信すること。

- (4) 市の乳がん検診について。問診・視触診の他、マンモグラフィが行われている。乳房内の乳腺割合は個人差があり、年齢によって変化もする。欧米人に比べて日本人に多いといわれるデンプレスト（乳腺高濃度）というタイプの場合は、組織が詰まっていてマンモグラフィでは見えにくいいため、エコー検査を追加で受けることとなり、追加費用もかかる。個人の特徴に合わせて、マンモグラフィかエコー検査か、選択できるようにすること。

## 6 まちづくり

- (1) 八王子駅前のユーロードやみずき通りなどのように、街なかやバス停にもっとベンチを設置ほしいとの声が多く寄せられている。利用の多い甲州街道沿いや、高齢者の利用が多いバス停などベンチや椅子を設置するようバス会社や商店街と協議すること。
- (2) 南大沢の輪部歩道橋の下を横断できるのは自転車のみにになっているが、車いすの人などが歩道橋のスロープを渡るのは大変。車椅子の方や高齢者の方の利便性を考え、歩行者も横断できるようにすること。

## 7 人権

- (1) 東京都では本年10月1日からパートナーシップ宣誓制度がスタートした。八王子市としてもパートナーシップ宣誓証明書の発行や、市営住宅の入居を可能にするなど、LGBTなどに配慮した対応をすること。
- (2) コロナ禍の中、生活するうえで困難を抱えている人は増大している。憲法で定められた「健康で文化的な生活」を保障する行政の役割はますます重要となっている。当事者の人権を尊重した生活保護行政となるよう以下の施策を実行すること。
- ① 「原則無料低額宿泊所」ではなく、「原則居宅保護」の徹底  
厚生労働省社会・援護局保護課の事務連絡にもあるように、住まいのない人は単独で居宅生活が可能ではない場合を除き、希望すれば無料低額宿泊所への入所ではなく直接アパートへの入居が可能となっている。住まいのない全ての人に対して、相談申請の段階で居宅保護が原則であることを説明し、無料低額宿泊所への入所を強要しないこと。  
ケースワーカーによって認識の違いがみられるので、居宅保護の原則について、共通認識となるよう徹底すること。
  - ② 住まいの確保  
入居可能な民間アパートの情報提供を居住支援協議会と連携して行うこと。また、住まい探しを「八王子まるごとサポートセンター（はちまるサポート）」などと共にできる体制をつくること。

③ 無料低額宿泊所の入居期間

仮の住まいとして原則3か月となっているが、3か月を超える入居者は多い。ケースワーカーは入居者の自立のためのプランを策定し、なるべく早くアパートでの生活ができるようサポートすること。

④ ケースワークの充実

生活保護受給者には心の病を抱える人が少なくない。障害者福祉課、精神保健福祉士、保健所や医療機関など専門機関との連携も、ケースワーカーの仕事として位置づけスキルアップを図ること。困難ケースについては、ケース検討会議、連携会議等を実施すること。

⑤ ケースワーカーの増員

ケースワーカーの増員ははかられてはいるがまだまだ足りない。ケースワーカーがその人にあったケースワークを丁寧にしようと思っても1人が100人余りを担当している現状ではそれはかなわず、個々のケースワーカーの負担が大きくなっている。専門性のある正規職員を採用し、さらなる増員を図ること。

## 8 平和

(1) 八王子平和・原爆資料館にはたくさんの重要な資料がある。市はその運営団体からの要望に対して公的施設としての運営は考えていないが、資料を受け入れ、平和展などでの活用を検討するとしている。しかし、戦争を伝えることが困難になっている現在、広く児童生徒の平和教育を進めるうえでもイベントでの活用だけでなく、公的な常設施設で展示し、いつでもだれでも見られるようにすることが重要である。世田谷区の「せたがや未来の平和館」ように、市として常設展示ができる環境を整えること。

(2) 八王子市の北には横田基地があり、市内上空を飛ぶ米軍の飛行機を毎日のように目にする。米軍機はしばしば低空飛行のため騒音があり、また落下物の危険性がある。市としては東京都市長会を通じ国に米軍への働きかけを要望することだが、低空飛行で市街地を飛行する頻度は高くなっているように見える。市街地上空の飛行を止めるよう、防衛省を通じて米軍にさらに強く働きかけること。

(3) 浅川地下壕など市内に数多く残る戦争遺跡は年月の経過とともに劣化し、立ち入り危険とされている所もある。このままでは、遺跡の存続が危ぶまれる。民有地にある遺跡が多いため、調査・保存に困難な事情があるといわれているが、国の調査、評価を待たずに、市として適正な調整を図り、遺跡の調査を進め、保存に努めること。